

安全保障理事会決議 1836(2008)

2008年9月29日、安全保障理事会第5985回会合にて採択

安全保障理事会は、

リベリアおよび準地域の事態に関する安保理決議ならびに議長声明、とりわけ決議 1777(2007)、決議 1750(2007)、決議 1626(2005)、および決議 1509(2003)を想起し、

2008年8月15日の事務総長報告書を歓迎し、また、その勧告に留意し、

さらにまたリベリア政府の統治と治安を改善し、また政治的腐敗と戦う継続した取り組みと同時に、リベリアの天然資源に対する支配を強固なものとし、また、より強い経済を建設するために政府により取られた重要な措置をも歓迎し、

2008年から2011年への最初の貧困削減戦略を採択したリベリア政府を賞賛し、また、この戦略を実施するうえで、政府に協力するよう国際共同体に求め、

平和構築基金の支援を得て、国民の和解と紛争管理を促進するために取られた措置を賞賛を持って留意し、

リベリア国家警察の再建、装備および配備、また、リベリア軍の再構築において、さらに、国家治安機構の開発においてなされた進展に留意し、また、課題が残っていることを確認し、さらに国際共同体の協力のうえで、この分野における取り組みの加速をリベリア政府に奨励し、

さらにまた、事務総長の報告書に反映されているように、リベリア国家警察に対する国際連合警察顧問の支援の継続した必要性をも留意し、

国際共同体、西アフリカ経済共同体(ECOWAS)およびアフリカ連合(AU)の継続した支援に対する賞賛を表明し、

リベリアでの平和と安定の維持に対する継続し、かつ重要な貢献により、事務総長特別代表のリーダーシップの下での、国際連合リベリアミッション(UNMIL)の活動を賞賛し、また、準地域内の国境地帯での安全保障活動の調整での、UNMILと国際連合コードジボアール活動(UNOCI)との間と同時に、近隣諸国政府との間の緊密な協力を歓迎し、

元戦闘員の社会復帰において今日までに達成された進展に賞賛を持って留意し、国連開発計画、国際的協力者、および武装解除、動員解除、社会復帰および生活復帰に関する国家委員会による貢献を歓迎し、また、依然として正規の雇用の必要性が存続していることを確認し、

国家の権威の強化、広い範囲での開発、および再建の必要、司法改革、国全体への法の支配の拡大およびリベリアの治安維持部隊ならびに治安機構とりわけリベリア国家警察のさらなる発展を含め、紛争後の移行を強化するうえで重要な課題が残っていることを確認

し、また、とりわけリベリアの天然資源の搾取に関する、政治的腐敗や暴力の犯罪は、これらの目標へ向かっての進展を阻害する危険をもたらすことに留意し、

2006年9月12日の事務総長報告書に規定されている広範な達成条件および2007年8月9日のならびに2008年3月19日の事務総長報告書に提示されている中心的な達成条件についての進展を歓迎し、また、リベリア政府の協力をともなう、市民、とりわけ子どもと女性の権利を促進し、保護するUNMILの継続した取り組みを歓迎し、この分野におけるさらなる進展を達成し、また、とりわけ、ジェンダーにもとづく暴力、性的搾取および虐待を含む、子どもと女性に対する暴力と戦うために、リベリア当局に対し、国際連合国別現地チームおよび市民社会との協力を継続するよう求め、また、決議1674(2006)および1612(2005)ならびに、「女性、平和と安全に関する決議」1325(2000)ならびに1820(2008)を想起し

シエラレオネ特別法廷の安全のためのUNMILの支援の継続した必要を繰り返し表明し、リベリアの情勢は、依然として当該地域の国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていると決定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 国際連合リベリア・ミッション(UNMIL)の職務権限が、2009年9月30日まで延長されることを決定する。
2. 決議1609(2005)の条項に従い、UNMILとUNOCIの間で、必要があれば、一時的に部隊を再配置する権限を事務総長に与える意図を再確認する。
3. UNMILの軍事部門の一部として配置されている要員1,460名をさらに削減し、現在の4部門を2部門に整理すると事務総長の勧告を承認し、また、この勧告を2008年10月から2009年3月の期間に実施する権限を事務総長に与える。
4. さらにまた、特定の分野で戦略的な助言と専門性を提供し、通常の警察業務に対する活動支援を提供し、また、緊急の治安問題に対応するために、UNMILの警察部門の一部として配置を認められる要員の数を240名増やすという事務総長の勧告と同時に、編成された警察隊の増加を含め、全体的な上限の枠内で、警察部門の構成を内部調整するための計画をも承認する。
5. 2007年8月8日の報告書(S/2007/479)および2008年3月19日の報告書(S/2008/183)に詳述してある中心的な達成条件および事務総長またはその特別代表により勧告されるであろうそれに続く達成条件の改善、についての進展の監視を継続し、その進展を2009年2月15日までに安全保障理事会に対して報告し、その進展の程度を念頭において、2009年2月15日より前に、安全保障理事会に対し、UNMILの軍事および警察部門のさらなる調整に適切な勧告をし、また、リベリア政府と協議の上で、状況が許し、リベリアの治安と妥協することなく、UNMILの部隊の段階的な削減と撤退の長期的な計画をその報告に含めるよう、事務総長に要請する。

6. さらにまた、リベリア政府と協議の上で、リベリアの治安の達成に向けての進展を測定し、把握するための詳細な達成条件を作成し、また、その文脈において、2009年2月15日の報告およびその後の引き続き報告に、リベリア国家警察の能力構築へ向けenaされた進展およびその目標へ向けeteの UNMIL の貢献の両方に関する評価を含め、さらに、適切な UNMIL の警察訓練および活動の概念に必要とされる可能な調整についての勧告を行なうよう事務総長に要請する。
7. 上記第5項に言及されている事務総長の勧告を2009年3月13日までに検討するとde意向を表明する。
8. さらにまた、2009年8月15日までに、2009年2月から2009年8月までの期間に、第5項および第6項に表明されている問題に関して行なわれた進展を網羅する報告を提供するよう事務総長に要請する。
9. この問題に引き続き取り組むことを決定する。